



けいそう  
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

緊急事態宣言が一部解除され、当事務所近辺も少しずつ歩く人の数が増えてきました。まだ休業や時間短縮で営業されている店舗もあり、元の状況とはいえないところではありますが、少しずつ戻ってきているような気がします。現状まだ緊急事態宣言が全部解除といえないところですので、引き続きご自愛頂ければと思います。



今回はオリジナルの記事は、職場で新型コロナウイルスの感染が発生した場合の法的な問題点などについてと、割引などサービス券や金券に対する法的規制についての記事を取り上げました。それ以外の記事については今回は税務会計に関するものです。

御社・事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。



---

## 職場で新型コロナウイルスの感染があった場合の対応や注意点とは？

---

20.05.17 | オリジナルメルマガ



先日、業務に関連して新型コロナウイルス感染したとして申請されている全国の39件あまりのうち、2件について労災を認めたとの報道がありました。詳細については明らかではありませんが、今後緊急事態宣言の解除や各種休業要請の緩和等により、今後も仕事に従事する中で新型コロナウイルスに感染するリスクは否定できません。そこで、今回は新型コロナウイルスに従業員が感染した場合の給与等も含めて、職場で新型コロナウイルスの感染があった場合の対応等について取り上げます。



○新型コロナウイルスに感染した場合、従業員の給与の支払は？

労働安全衛生法や感染症法で指定された感染症の場合、感染症の分類により都道府県知事が入院勧告や就業制限の措置を取ることができると定められています。旧来型の季節性のインフルエンザやノロウイルスは指定されていませんが、今回蔓延している新型コロナウイルス（COVID-19）の場合、感染症法の「指定感染症」に指定されたことから、感染した従業員

に対して就業制限が出来ることになりました。そのため、会社は従業員が実際に感染したことが判明したときには、給与や休業手当を支払う必要がなくなることになります。ただ、実際のところは通常の有給休暇制度を使って休んでもらう、あるいは会社の制度として就業規則で有給の病気休暇の取得が出来る制度があわれ、そちらを利用して休みを取ってもらうこともできます。

なお、従業員が感染した疑いがあるという場合には「帰国者、接触者相談センター」に相談しても継続的に就労できると思われませんが、万が一の感染拡大を防ぐため自主的に休んでもらう（自宅待機してもらう）場合には事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない、とは言い難いので休業手当の支払をする必要があります。感染した従業員と濃厚接触したと思われる従業員を自宅待機させる場合にも、やはり休業手当の支給が必要となります。

○仕事に従事している中で従業員が新型コロナウイルスに感染した場合は？

今回報道された場合のように、従業員が仕事に従事する中で感染した人と接触する割合が高い医療従事者については、厚生労働省も仕事以外での感染などが明らかな場合を除いて、原則労災と認める方針を示しています。またそれ以外の仕事に従事する方の場合でも、客と近づいたり接触することが多い場合などは、感染経路が分からなくても個別に判断するとしています。

実際に労災の支給対象になるには、工作中または通勤途中が原因で発症したものであることが必要です。具体的には厚生労働省で、

- ① 感染から発症までの潜伏期間・症状などの医学的に妥当であること。
- ② 業務または通勤における感染機会や感染経路が特定されていること。
- ③ 業務以外に感染源や感染機会が認められないこと

といった判断要素を提示しています。

前述の通り、感染経路が分からない場合であっても労災を認めるという柔軟な対応を取るようですので、②の感染経路の特定はある程度緩やかに考えるとわれ、職場でのクラスター発生以外でも認められる余地はあります。ただ、実際のところは通勤途中での発症と思われる場合は、感染機会がはっきりしないといえることから、労災の認定にはハードルがありません。

また、今後業務以外でも買い物や食事などで外出する機会があれば、市中感染の可能性があり、家族と同居していて家族からの感染がありうるのであれば、因果関係の証明が困難に

なります。そのため、職場でクラスターが発生した場合でも他に感染する機会などがあれば③を満たさないこともあるでしょう。

労災が認められない場合であっても、病気休業中に従業員とその家族の生活を保障するために設けられた傷病手当金の支給申請を、従業員から健康保険組合などにすることができます。治療のため仕事ができなくなって3日を経過して以後、直近3カ月の給与所得の合計額を、仕事をする日数で割った金額の3分の2が支給されることになっています。傷病手当金については、感染疑いの場合でも利用ができます。

○職場で新型コロナウイルス感染者が出た場合、会社の責任は？

職場が接客を中心とした業務である場合、例えば美容室などサロンでクラスターが発生したときには、たとえ感染した従業員が労災申請をして認められる場合でも、従業員から損害賠償請求される可能性があります。特に労災の場合、休業補償が6割ないし最大で8割支給ですから、全額カバーされない上、新型コロナウイルス感染により被った精神的苦痛に対する慰謝料は支給対象になっていないからです。

この点、労働契約法という法律では、会社が従業員の生命、身体等の安全を確保しながら労働できるように、必要な配慮をする、案縁配慮義務があるとされています。厚生労働省は5月になってから、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、「新しい生活様式」を公表しており、「働き方の新しいスタイル」として、テレワークやローテーション勤務、時差出勤でゆったりと、オフィスはひろびろと、会議はオンラインで、などとしています。この内容を踏まえて、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも関係団体ごとに作成されており、担当省庁のホームページで公開されています。例えば、「オフィスでの新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本経済団体連合会が作成）では、「講じるべき具体的な対策」として、健康確保、通勤、勤務や休憩・休息スペース、トイレ等多岐にわたり、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための留意点などが具体的に記載されています。また、人と直接接触しての接客になるエステサロンについては、別途日本エステティック機構等がガイドラインを定めています。お客様や店舗の営業、スタッフの健康管理などの項目ごとに注意すべき点などが定められています。こういったガイドラインを参考にしながら自社で必要な対応を取っていく必要があるでしょう。

ガイドラインを参考にしながら会社として取れる限りの対応をしていたにも拘わらず、感染者が出てしまったという場合には、そもそも会社が安全配慮を怠っていたというのはいえないものもあるでしょう。

さらに、従業員が感染したとしても、サービス提供等の業務と感染などとの間に因果関係が必要になります。これは先の労災認定の場合でも同じことがいえます。

○接客業の場合、客がクラスターの感染源だった場合は？

公共施設や一部の施設では営業再開後、入館・入室する際に検温や体調についてのチェックリストへの記入を求めるところもあります。ただ、こういった注意を払っていても、無症状感染者の方もいることから、完全に感染のリスクを防げないところもあります。こういった場合、顧客に対して会社が被った損害の賠償を求めることができるのでしょうか？

特に無症状の方の場合には、意図的に新型コロナウイルスを他人に移そうとして来たとはいえないことから、たとえその方の接客により従業員の方が感染しても賠償を求めるのは難しくなります。少し前にあったPCR検査を受けて要請反応が出ており、新型コロナに感染しているのを知りながらわざと感染させやすくするような行動をとったことで、従業員などが感染した場合などに限られてきます。

またそのような場合でも、会社が被った損害額がどこまで認められるかも問題になります。例えば、会社内の建物の消毒が必要になった場合にかかった費用、休業を余儀なくされた場合に休業せざるを得なくなった期間の売り上げに相当する額（当然経費は除く）は認められうるでしょうが、風評被害により来店者が減少した場合は、感染者が出たことと損害との間の因果関係がどこまで認められるかが難しいところがあるでしょう。

新型コロナウイルスはまだ終息しておらず、今後も治療薬やワクチンの開発等の目途が立たない限り、現状が当面続くこととなります。経済活動を行いながらも引き続き新型コロナウイルスの感染が拡大しないように注意を払う必要があります、何かと負担になってきますが、これまで書きましたことも頭に入れて頂きながら営業して頂ければと思います。

---

## 商品やサービスの割引券や金券を配る際にどんな法的な規制がありますか？

---

20.05.17 | オリジナルメルマガ



商品やサービスの割引券については10パーセント引き、20パーセント引きといったチケットを以前から見かけることが多かったと思います。最近では、新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けているお店の未来を応援するという意味合いで1000円券、2000円券といった金券も出ています。こういった商品やサービスの割引券、金券にはこういった法的な規制があるのでしょうか？



○商品やサービスの割引は景品表示法の「値引き」といえるかが問題に。

上記のように、商品やサービスの割引については、以前より何かのイベントの際におまけのような形でチラシに印刷されている、といったものはよく見かけられたことと思います。

こういった割引については、商品やサービスの価格に関するものであり、「景品表示法」という法律の規制を受けます。

「景品表示法（以下、『景表法』といいます）とは、正式には「不当景品及び不当表示防止法」といいますが、消費者が購入する商品やサービスの品質や内容、価格などを偽ることで表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品などが提供されることを防ぐことで、消費者が自分でより良い商品やサービスの提供を合理的に選べる環境を整えるための法律です。

景表法というと、「この技術は日本ではわが社だけが採用しています」という表示をしているものの、実際には別の会社でも同様の技術を採用していた、という場合（「優良誤認表示」といいます）や、「今なら半額で提供中！」と記載していながら、実は通常価格の半額でない料金でサービス提供を行っていた（「有利誤認表示」といいます）場合への規制が良く聞かれます。今回取り上げます、キャンペーンを行うにあたり購入者に品物などを提供する、というときはこの景表法の景品規制にあたらなかが問題になります。行政からの通達などで「景品類の価額の最高額若しくは総額」「提供の方法」などを規制しているのが景品規制になります。

この景品規制が適用されないケースが大きく分けて2つあります。一つは、そもそも提供するものが「景品類」に当たらない、という場合、もう一つは定義からすると景品類にはあたるものの、例外的に規制から外れるといったものです。

「景品類」は①顧客を引き寄せるための手段として、②事業を行う者が自分の提供する商品やサービスの取引に付加して、③商品などの提供を受ける者に対して提供する物品やお金その他経済的な利益をいうと定義されています。通常の商慣習の範囲内の値引きやアフターサービスなどは景品類の要件を満たさないので規制の対象外とされているのです。

ですから、「値引き」にあてれば、景品規制はあたらず、価額の最高額や総額、提供方法の規制にかからないことになります。具体的には、

- ・支払う対価を減額する場合

（2000円お買い上げごとに次回の買い物で200円引きにします、というとき）

- ・支払った代金を戻す場合

（商品シール5枚で500円キャッシュバック）

- ・商品・サービスを購入した者に、同じ対価でそれと同一か実質的に同じ商品などを付加してサービス提供をする場合

(コーヒー3杯でコーヒー1杯無料券を進呈)

が値引きの例として挙げられています。

3つ目のケースの注意点としては、「実質的に同じ」条件となっていますので、「コーヒーを3杯頼むとノンアルコールビール1杯無料券をサービスします」ですと商品が同じでないので、「値引き」とはいえなくなります。

また、2つ目のケースにあたりそうな場合でも、以下の場合が「値引き」とされませんので、こちらも注意が必要です。

- ・当選するとお買い上げ金額30%キャッシュバック

→当選した場合に限っていますので、懸賞(くじその他偶然により定める方法などで景品類が提供される当選者などを決める方法)による場合とされます。

- ・指定の宿泊代金に充てる

→「指定した宿泊代金」に減額したり割り戻した金銭の使い道を制限しているときは「値引き」にあたらないとされています。

- ・同じ企画で景品類の提供と併せて行う場合

→お金か豪華宿泊旅行とのいずれかを選択させる場合にも「値引き」にあたらなくなります。

また、内容からすると「景品類」にあたるものの、正常な商慣習に照らして適当と認められるものについても、規制が適用されないとされています。

- ・金額を提示して取引の対価の支払に充てられる金額証

例えば、自分の取引で使う100円割引を内容とする定額の割引券あるいは、10%割引を内容とする定率の割引券が挙げられます。ただし、特定の商品またはサービスとしか引き換えることのできないものは適用除外になる割引券にあたらないので注意する必要があります。ただこの場合でも取引通念上妥当な基準によるのであれば、先に説明しました値引きにあたるのが普通でしょう。



・自分の提供する商品やサービスの取引・他社の供給する商品、サービスの取引で共通して用いられるもので、同額の割引を約束する証票

例えば、自分、他社と共通で使える500円割引を内容とする定額の割引券

この場合は、自分の提供する商品等の取引で使えることが大前提で、他社のみであれば景品類の規制を受けるので注意が必要です。

○金券の場合にはこういった法的な規制がある？

このほか、金券を発行する場合には資金決済に関する法律の適用を受ける場合があります。

- ・金額または物・サービスの数量（個数など）が商品券などに書かれている場合
- ・商品券などに記載されている金額または物やサービスの数量に応じる対価が、購入した人によって支払われていること、
- ・商品券などが購入した人に発行されていること、
- ・利用する人が物の購入やサービスの提供などを受ける場合に商品券などが提示、交付などの方法で使われること

という要件を満たす場合に、商品券などが自分の店舗だけで使えるものである場合、発行する商品券などの未使用残高が3月末または9月末で1000万円を超えていた場合には、最寄の財務局への届け出が必要になります。同時に、帳簿を作成したり保存する義務なども負うことになります。

他の店舗でも使用できる商品券等である場合には、事前に財務局の登録を受けなければなりません。

それ以外にも、同法律では商品券等に記載しなければならない事項や、3月末または9月末で未使用残高が1000万円を超える場合は未使用残高の2分の1以上のお金を法務局に供託しなければならないなどの規制がされています。違反すると業務改善命令、業務停止命令になることもありますので、これについても注意する必要があります。

このように割引券や金券発行には複数の法律の規制がかかる可能性があり複雑ですが、規定を踏まえ経済活動を行う上でうまく利用して頂ければと思います。

---

## 固定資産税から印紙税まで。経費として計上できる『租税公課』とは

---

20.05.12 | ビジネス【税務・会計】

法人は事業を展開していくうえでさまざまな税



金を支払いますが、一般的に経費として計上できる税金や公的な課金は『租税公課』という勘定科目で処理をします。

『租税公課』とは、いわゆる国税や地方税などの税金である『租税』と、国や公共団体などに対する交付金や会費などの公的な課金である『公課』を合わせたもので、税務担当者は覚えておかなければならない区分です。

経費に計上できるということは、利益を減らすことができるため、納める税金を減らすことができます。

ではいったい、どんな税金が『租税公課』として経費に計上できるのでしょうか。

経費にならない税金や公課を『租税公課』に含めないために、経費として計上できる税金の種類を把握しておきましょう。



経費にできる税金とできない税金

『租税公課』は、**原則として経費になる税金や公課を取り扱う勘定科目**で、さまざまな税金がこの『租税公課』に該当します。

基本的に支払う税金のうち、経費として計上できるのは、印紙税や事業税などです。

逆に、所得税や外国所得税(外国法人税)は、税額控除とし法人税から控除されるため経費には計上できません。

また、法人税、都道府県民税、市町村民税なども、法人の所得から支払われる税金のため、『租税公課』には含まれません。

さらに、各種加算税や各種加算金、延滞税や延滞金（地方税の納期限の延長に係る延滞金は除く）並びに過料などはペナルティの意味合いが強く、経費として計上するものの損金として認められることはありません。

『租税公課』には印紙税や事業税のほか、登録免許税、固定資産税・都市計画税、償却資産税、事業所税、不動産取得税、自動車税・軽自動車税、消費税、会費、公共サービスへの手数料などが該当します。

それでは、一つずつ見ていきましょう。

印紙税は**公的な文章を作成するときに必要になる印紙代**のことで、登録免許税は不動産、会社、人の資格などについての登記や登録、特許、免許などについて課される税金です。

固定資産税・都市計画税は、**法人の所有する不動産や、事業に使う設備などにかかってくる税金**です。

また、償却資産税も固定資産税の一種で、機械や備品など償却資産に課せられます。

事業税は**事業にかかる税金**です。

事業所税は**特定の市区町村だけに課せられる税金**で、都市環境の整備や改善などの費用に充てるために、事業所に課されます。

不動産取得税は**不動産を取得したときに発生する税金**で、自動車税・軽自動車税は法人の所有している社用車などの自動車に課されます。

このほか、自動車取得税や重量税なども含まれます。

消費税に関しては、税込経理方式の場合は、原則として納税申告書を提出した年度の経費に計上することができます。

ただし、申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金または未収入金に計上した場合には、その計上した年の経費に計上することができます。

また、税抜経理方式で経理処理している場合には、『租税公課』には計上しません。

印鑑証明書や住民票の発行手数料などの**公共サービスの手数料や、商工会や商工会議所への会費**なども『租税公課』に含まれます。

## 損金にできないが『租税公課』で処理するもの

法人が会社を運営していくうえで支払う必要のある税金の多くは、『租税公課』として処理できます。

ただし、あくまで事業に必要なものだけなので、たとえば個人事業主がプライベートでも使用している自家用車を事業でも使っている場合などは、月の走行距離などから、プライベートと事業で使用している割合を計算し、事業にかかわるぶんだけを『租税公課』にしなければいけません。

自動車税のすべてを『租税公課』にできるわけではないことを覚えておいてください。

また、**罰金や延滞税、加算税**などは、会計上は『租税公課』として処理し、そのうえで、法人税の計算の際に、確定申告書で加算することになります。

損金としては認められないのに『租税公課』として処理するのは違和感を覚えますが、申告の際に、加算の処理をすることで損金からは除かれますので、結果として、会計上は経費として計上されていても、損金に算入されることはありません。

ただし、うっかり忘れないためにも、**帳簿にはその旨を記しておく**必要があります。

ほかにも、損金にならない税金を『租税公課』の勘定科目で処理できるものがあります。

しっかり『租税公課』を把握し、該当する税金や公的な負担金を経費として算入することで、余計な税金を払わないようにしましょう。

※本記事の記載内容は、2020年5月現在の法令・情報等に基づいています。